

岩見沢市告示 第 30 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4年 2月22日

岩見沢市長 松 野



1. 都市計画の種類

ごみ処理場

2. 都市計画を定める土地の区域

岩見沢市日の出町の一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更

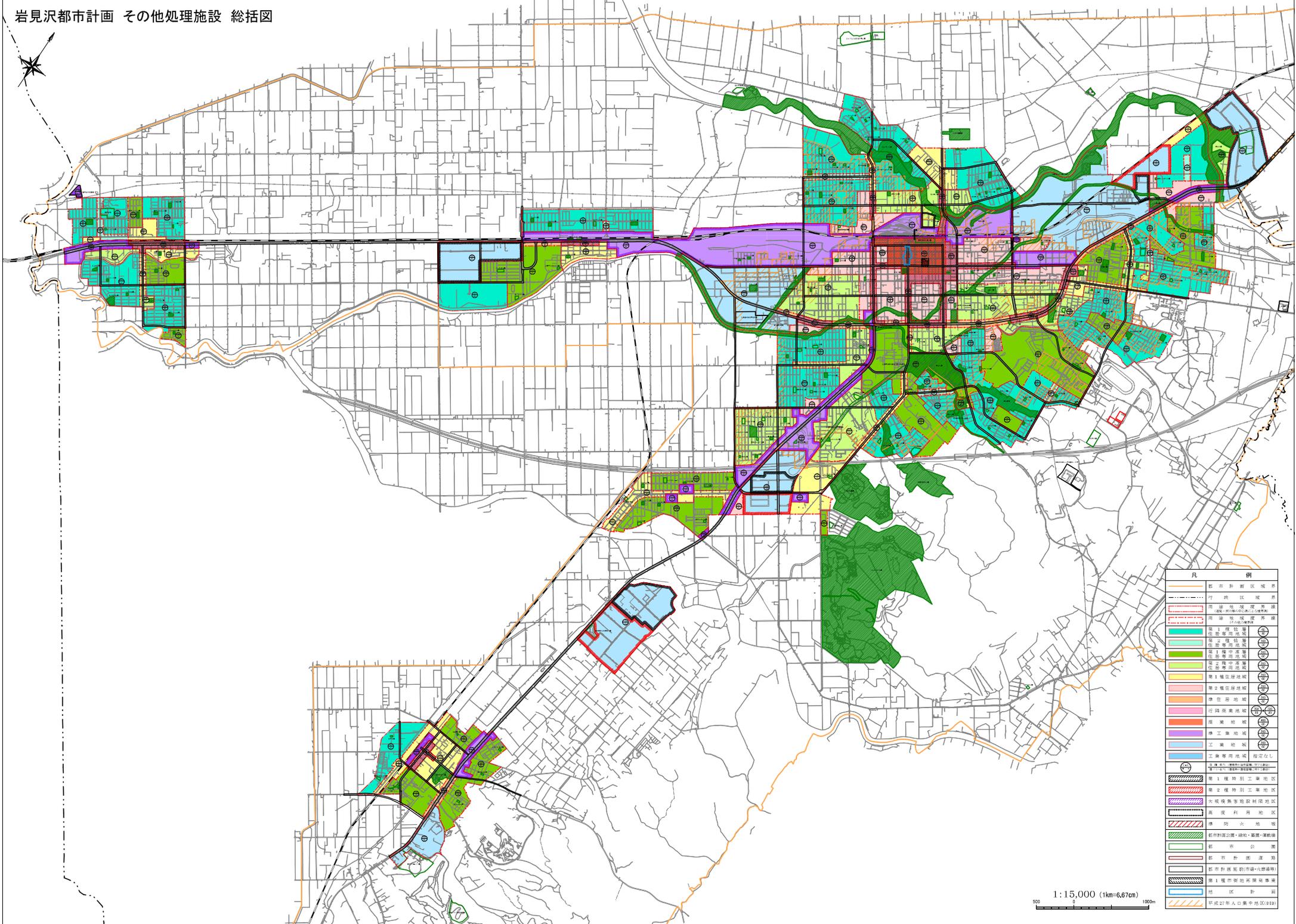
都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）1号 岩見沢塵芥処理場及び2号 岩見沢市リサイクルセンターを廃止する。

理 由

本市におけるごみ処理場（一般廃棄物処理施設）は、昭和47年に「岩見沢塵芥処理場」を決定、平成13年に「岩見沢市リサイクルセンター」を決定し、現在に至っている。

岩見沢市公共施設再編計画に基づき、今後のごみ処理場（一般廃棄物処理施設）としての再開が見込まれなくなったことから、都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を廃止するものである。

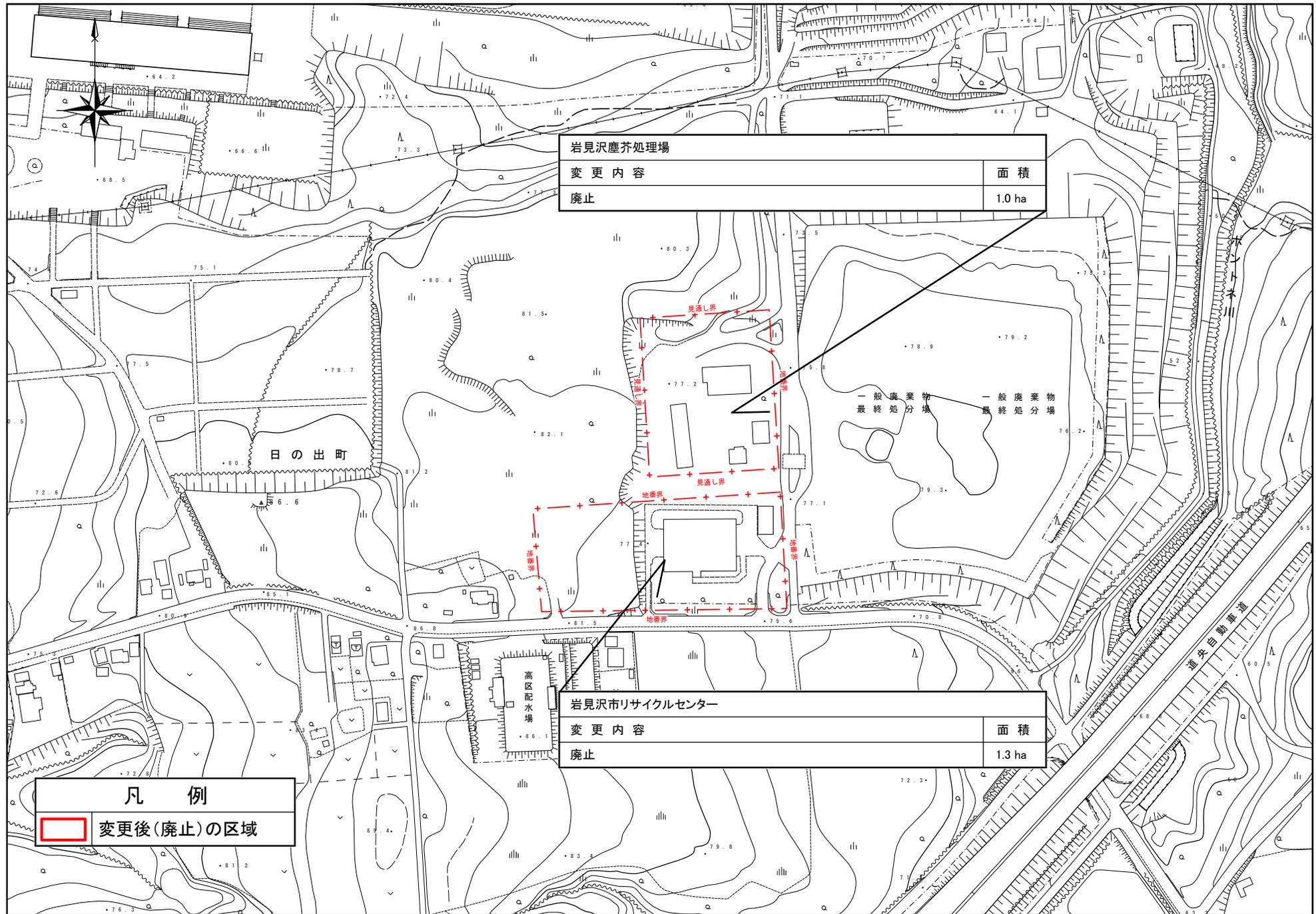
岩見沢都市計画 その他処理施設 総括図



凡 例	
	岩見沢市区域境界
	市域区域境界
	指定区域境界 (指定区域/指定区域/指定区域)
	指定区域境界
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	準住居地域
	可隣接地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域 (指定なし)
	第1種特別工業地域
	第2種特別工業地域
	大規模客用施設地区
	高度利用地域
	準防火地域
	都市計画公園・緑地・施設・運動場
	都市計画道路
	都市計画道路(市道・区道)
	地区計画
	平成27年人口集中地区(人口)

1:15,000 (1km=6.67cm)
 0 100m

岩見沢都市計画 ごみ処理場 計画図



岩見沢塵芥処理場	
変更内容	面積
廃止	1.0 ha

岩見沢市リサイクルセンター	
変更内容	面積
廃止	1.3 ha

凡 例	
	変更後(廃止)の区域

